

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収について
----	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

（担当部課： 健康部高齢者医療保険制度準備担当 課）  
担当係 担当者 五十嵐 内線（3861）

## 事業の概要

事業名	後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	後期高齢者医療制度の実施
対象者	後期高齢者医療制度加入の被保険者
事業内容	<p>平成20年4月から現在の老人保健制度に代わる新しい高齢者の医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設される。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、東京都内の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の徴収事務については区市町村が実施することになっている。</p> <p>保険料の徴収方法としては、介護保険と同様に年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替による「普通徴収」の2種類の方法が予定されている。</p> <p>今回、特別徴収の実施にあたり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に基づき、新宿区と東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)との間で、特別徴収分のデータの受け渡し作業が平成20年1月から始まる。国保連合会から年金支給者情報を受け、保険料を年金から徴収する該当者の保険料額を算定し国保連合会に情報を提供するものである。</p> <p>1 特別徴収の対象者に該当するかどうかの把握は、年金保険者(社会保険庁等)において毎年6回行われ、対象情報が区あてに送付される。</p> <p>(1) 年次処理(1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月把握(4月1日現在特別徴収対象者)された対象者は、10月から特別徴収が開始する。</li> </ul> <p>(2) 捕捉(追加)処理(5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに該当するようになった人が、年度途中(6月把握・8月把握・10月把握・12月把握・2月把握)で対象情報が送付される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳到達者後、新たに年金の裁定をうけた人</li> <li>すでに年金を受けており、65歳に到達した人</li> <li>住所変更を行った特別徴収対象者</li> </ul> </li> <li>・ 6月把握(4月2日～6月1日まで)は、12月開始となるが、区の判断で翌年4月開始としている。</li> <li>・ 8月把握(6月2日～8月1日まで)は、翌年2月開始となるが、区の判断で翌年4月開始としている。</li> <li>・ 10月把握(8月2日～10月1日)は、翌年4月開始となる。</li> <li>・ 12月把握(10月2日～12月1日)は、翌年6月開始となる</li> <li>・ 2月把握(12月2日～翌年2月1日)は、翌年8月開始となる。</li> </ul> <p>2 年金保険者は、特別徴収対象者の氏名・住所・年金種類等の受給者情報をそれぞれの把握時期に判定し、指定された期日までに区に情報を送付する。</p> <p>3 区は、年金保険者からの通知にもとづき、特別徴収対象者と対象年金種類を確定し、支払回数割保険料等とあわせて、期限までに年金保険者に通知する。</p> <p>4 特別徴収対象者に対して、区は、特別徴収を行う旨と対象年金種類・支払回数割保険料額等を通知する。さらに、年金保険者は、支払回数割保険料額を特別徴収開始月以後最初の支払日(年次処理では、10月以後最初の支払日)までに通知(支払通知書に記載)する。</p> <p>5 年金保険者は、特別徴収額を徴収月の翌月10日までに区に納める。</p> <p>6 区で特別徴収を中止する場合は、本人と年金保険者に通知する。(年金保険者は、通知日以降の特別徴収は行わない。)</p> <p style="text-align: center;">年金保険者で中止する場合は、区に通知があり、その翌月以降は特別徴収を行わない。</p>

件名 後期高齢者医療保険料特別徴収のための東京都国民健康保険団体連合会  
との外部結合について

保有課(担当課)	高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者医療
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者 後期高齢者医療被保険者で年金受給者 項目は、 レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、後期移管コード、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、共済年金証書記号番号
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」と言う)
結合する理由	後期高齢者医療制度の開始にあたり、区と国保連合会との間で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に基づき、年金特別徴収資格者情報のデータを送受信する必要がある。その手段として、現在、介護保険課で給付事務として使用し国保連合会と接続されているISDN回線を利用する。ISDN回線でデータを伝送した方が、迅速かつ安全性が確保できるため結合したい。
結合の形態	ISDN回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成19年12月上旬から以降継続
情報保護対策	平成16年より介護保険給付事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じている。 (1) 国保連の受付け専用サーバと1対1で接続する。 (2) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。 (3) グループセキュリティサービスにより、専用回線と同等の安全性を確保する。 (4) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (5) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設け

	<p>る。</p> <p>(6) システムの操作については、パソコン本体へのログイン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時、それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な操作権限を持っているかチェックを必ず行う。</p> <p>(7) 「新宿区情報セキュリティ規則」を厳守する。</p> <p>国保連合会の講じている保護措置</p> <p>(1) 回線番号による所在チェックを行う。</p> <p>(2) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。</p> <p>(3) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。</p> <p>(4) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。</p> <p>「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------